

## 国立市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じて市民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の特性に適した移動手段の実現に必要な事項を協議するため、国立市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 国立市における公共交通の在り方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (3) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 試行的な運行の検証に関する事項
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員16人以上をもって組織する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (2) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表者
- (3) 国土交通省関東運輸局の職員
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
- (5) 道路管理者の職員
- (6) 警視庁立川警察署の職員
- (7) 公募による市民
- (8) 学識経験者
- (9) 市の職員
- (10) 前各号に掲げる者のほか、交通会議に必要と認められる者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の中から市長が指名する者をもって充て、副会長は、委員の中から会長が指名する者をもって充てる。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 交通会議の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより会議の公平かつ円滑な運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、交通会議の決定により非公開とすることができる。

(部会)

第7条 会長は、協議に必要な資料の収集、調査及び検討をさせるため、交通会議に部会を設置することができる。

2 部会は、交通会議の協議に必要な資料を収集し、又は調査若しくは検討を行ったときは、その結果を交通会議に報告しなければならない。

3 部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

4 部会は、第2項の規定による報告をもって解散する。ただし、会長が部会の存続を必要と認める場合は、この限りでない。

(部会の組織等)

第8条 部会は、会長が指名する者をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する。

3 部会長は、必要に応じて部会の会議を招集し、部会の会務を総括する。

(意見の聴取等)

第7条 交通会議は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議を構成する団体等及びその関係者は、交通会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(謝礼金)

第9条 市長は、交通会議に出席した委員に対して、予算の範囲内で別に定めるところにより、謝礼金を支払うものとする。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、都市振興部建設課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

付 則

この訓令は、平成25年1月16日から施行する。